

報知新聞社事件に關する報告

九月廿六日午前十時過、報知新聞社の活版工場で活字臺が幾臺か顛覆し、それに關連して九名の工場員が其場から警察に引致せられ、後ち其中の筆谷、鈴木、澤之井、田中の四名は釋放せられたが、布留川、北浦、伏下、生島、久徳の五名は遂に何等かの罪名に依つて起訴せられ、今現に東京監獄に收監せられ居り、同時に右五名の外、三十八名は報知社から職首せられたといふ事件がある。

元來、報知社の工場員は大部分本會の會員であつて、久しく八時間二部制實施、及び最低賃金設定の主張を有してゐたが、今回更に附帶要求四ヶ條（幹部制度の廢止、専任赤字係の廢止、工場設備の改善、給料支拂日の二日間繰上）を定め、合計六ヶ條の要求を提出する事に決定し、既に右事件發生の數日前、社の理事に對して豫報を發し、不日右の如き要求を提出すべきに依り、其時速かに決答を與へらる、様、豫め考慮ありたき旨を通じて置いた次第である。

然るに工場員の中に、平素から面白からぬ噂を立てられてゐる、小林政敏といふ者があつて、それが殊更に本會員を惡しざまに罵り、自分も工場員であるに關はらず、工場員全體に取つて頗る不利益の態度行動を示したので、自然多數の工場員との間に不和を生じ、遂に前記の日時、工場に於いて衝突を起し、小林及び其の一味の者と、其他の者と對立して小争鬪を爲すに至り、其の争鬪の結果として、活字臺を顛覆をも見るに至つた次第である。

當時に於ける衝突の發端より争鬪の最後に至るまで、小林一味の者が殊更に多數工場員、若しくは本會員等を挑發して、遂に事件の發展を重大ならしめた形跡が明かであることは、實地見聞者の語る所である。然しながら、それは兎に角として、間もなく何處にか潛み居たる多數の私服警官が現場に出張し來り、理非を云はせず居合はせたる工場員を引致するので、其の工場員等は、當日提出すべく豫て委託されたる六ヶ條の要求書を、其際同社三木理事に手交し、而して後ち警察に連れ行かれた次第である。

此事件に關し、我々の見たる事實は正に此の通りである。然るに九月三十日付の夕刊報知新聞は此の事件に關する陳辯書を掲載し、『我社工場員數名は突然一工場員に暴行を加ふと同時に、多數の活字臺を顛覆し、新聞の發行を妨害せんとした』と誣ひ、『要求を後にして暴行を先にするは比類なき兇暴の態度』だと妄斷してゐる。要求提出の豫報まで發して、切に社の返答を聞かうとした者が、其の提出前に於いて濫りに暴行を働くべき理由が何處に在るか。然るに其の要求提出の事に全く知らざる真似して、『要求を後にして暴行を先にする』と曲辯し、殊に『突然……暴行を加へた』と云ひなし、又『比類なき兇暴の態度』と云ひなし、強いて工場員を新聞發行妨害の罪に陥れんとするのは、實に『比類なき兇暴の態度』である。

同紙は又、『此紛擾の動機を一工場員が社の間諜として彼等暴行者の惡感を挑發したるが如く強辯する向もあるも、我社が好んで斯かる事態を誘發せしむるの理なきは説明を要せずして明か』だと云つてゐる。如何にも社が好んで活字臺の顛覆を誘發せしむるの理なきは明かである。然し活字臺の顛覆は衝突争鬪の餘波として偶然に發生した事柄である。其の偶發の事柄を社が好んで誘發せしむるの理が無いとした所で、それが爲め一工場員が『社の間諜』として使はれて居なかつたといふ證據が何處に在る。又其の『間諜』が多數工場員の惡感を挑發しなかつたといふ證據が何處に在る。それよりは、既に要求提出の準備を整へて靜に其の機會を待つてゐた多數工場員が、『好んで斯かる事態を誘發せしむるの理なき』事の方が、一層多く『説明を要せずして明か』である。

要する我々は此の事件が裁判所に於いて如何なる判定を受けるかを知らない。我々は只だ我々の見る所、信する所、欲する所に従つて、依然として我々の運動を繼續するの覺悟である。我々の主張と要求とは過去より現在に亘て明白に一貫してゐる。陰險横暴なる資本家が如何なる術策を弄しようとも、又たとひ官憲が如何に其の資本家の術策を擁護しようとも、我々は只だ最後の勝利、永久の勝利を確信して、眼前の痛苦に堪へつゝ、大膽堅實なる我が労働運動の歩みを進めるの覺悟を有する者である。

大正九年十月一日

新聞従業員組合

正 進 會